

警報発令と学校の授業について

- 1 登校前に和歌山市に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令されている時は、生徒を登校させないで自宅で待機させてください。

「洪水警報」については、本校では原則として対象ではありません。
また、各種の「注意報」の時は平常授業を行います。
- 2 警報が解除された時は、できるだけ早く授業を始めたいので、生徒を登校させてください。
- 3 時間による措置（臨時休業について）
 - 普通授業の日
午前11時00分現在で警報発令中の場合……臨時休業
 - 4 限までの特別時間割の日
午前10時00分現在で警報発令中の場合……臨時休業警報が解除された時、学校から連絡しませんから、テレビ・ラジオ等の情報を確認して登校するようにしてください。登校する時は、安全な道路を選んでください。
 - (1)午前10時00分になる前に解除された場合
4 限目（午前 11 時 40 分）より授業開始。昼食を用意してください
 - (2)午前10時00分～午前11時00分になる前に解除された場合
5 限目（午後 1 時 20 分）より授業開始。昼食をすませて登校させてください。
学校でのパン、弁当等の販売はありません。
なお、上記(1)、(2)の場合であっても、地域によっては河川が氾濫したり、通学路の浸水等も考えられます。登校が困難又は危険と保護者の方で判断された場合は、登校を見合わせてください。この場合は学校に連絡ください。
- 4 生徒が学校にいる時に警報が出されたり大地震があった場合は、状況を判断し、下校させることがより危険が増すと考えられる時は、安全確保のため直ぐに下校させない場合があります。
- 5 震度 5 弱以上の地震が発生し、津波の危険が予想される場合は、休業とします。翌日以降は、校区の被害状況により判断します。
なお、震度 5 弱にいたらない地震であっても被害がひどく、登校が困難な状況になった場合も登校を見合わせてください。
- 6 上記以外にテレビ・ラジオ等で教育委員会より特別の措置が報道された時は、その指示に従ってください。